



しあわせ信州



南信消費生活センター

「くらしに役立つ法律のはなし in 上伊那」のご案内 ＜第3回＞

南信消費生活センターでは、多くの皆様に、最近の消費者問題や消費生活知識等を習得していただくために、弁護士による法話を下記のとおり開催します。

今回は、相続法の改正を踏まえて、相続でもめないために、新設、変更された改正後の相続のルールを中心に、具体例を交えながら分かりやすくお話していただきます。

多くの皆様のご参加をお待ちしています。

☆ 日 時	令和元年7月29日(月) 13:30~15:00
☆ 会 場	伊那市役所5階 501会議室
☆ テーマ 演 題	「相続法の改正を踏まえて」 ～ 配偶者居住権、遺言、特別な寄与など ～
☆ 内 容	相続法は、1980年(昭和55年)の改正以来、38年ぶりに大きな見直しが行われ、一部の規定を除き本年7月1日から施行されます。 相続で揉めないために、どのような点に変更され、どのような制度が新設されたのか、改正後の相続のルールを中心にお話していただきます。
☆ 講 師	伊那谷みずなら法律事務所 唐澤 拓夫 弁護士
☆ 参加料	無 料
☆ 共 催	長野県弁護士会上伊那在住会、伊那市、南信地区消費者の会連絡会
☆ 申込み	参加ご希望の方は、電話(0265-24-8058)、メール(n-shohi@nagano.lg.jp)、またはFAX(0265-21-1703)で当センターへお申込みください。 (参加される方の、名字と所在市町村のみお知らせください。)
☆ その他	次回は、9月頃に駒ヶ根市内で開催予定です。 詳細が決定次第、広報紙等でお知らせしますので、是非ご参加ください。

— 確かな暮らしが営まれる美しい信州 —
学びと自治の力で拓く新時代

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中



世界を変えるための17の目標

[長野県は「SDGs未来都市」です]



(連絡先)長野県南信消費生活センター
所長:石澤一志 担当:松本善彦
電話:0265-24-8058
FAX:0265-21-1703
Email:n-shohi@pref.nagano.lg.jp

SDGs(持続可能な開発目標)は、美しく、誰もが安心して暮らし続けられる社会をめざし、世界みんなで取り組む目標です。